

奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会規則を廃止する規則

奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第二十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。